

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

平成27年3月25日

会議の名称	臨時庁議
開催日時	平成27年3月25日（水）9時15分～9時30分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文、副市長 櫻井正彦、教育長 尾崎健市、 企画部長 中村勝義、総務部長 丸山秀幸、 市民生活部長 抜井 俊、健康福祉部長 吉岡利昌、 都市整備部長 谷沢嘉弘、上下水道部長 神木 茂、 会計管理者 谷口 敬、議会事務局長 高橋良和、 教育政策部 菊原龍治、選管・監査委員事務局長 原田隆一 (計13人)
欠席者職氏名	なし
説明員職氏名	【付議】 なし 【報告】 1 企画部長 中村勝義 2、3 健康福祉部長 吉岡利昌 【その他事項】 1 企画部長 中村勝義
議 題	【付議】 なし 【報告】 1 人事異動等の内示について（企画部） 2 志木市臨時福祉給付金室の設置について（健康福祉部）

3 志木市病院事業プロジェクト・チームの設置について（健康福祉部）

【その他事項】

1 職員の懲戒処分等について

<p>結 果</p>	<p>【付議】 なし</p> <p>【報告】</p> <p>1 人事異動等の内示について（企画部） 平成27年4月1日付け人事異動等（派遣者及び保育園勤務者）の内示を行う。</p> <p>【人事異動の基本的な考え方】</p> <p>1）管理職員については、平成26年度末に部局長の6人が定年退職すること及び平成28年度組織改正を視野に入れるとともに、平成27年度施政方針に掲げる市政の重要施策を着実に推進するための組織体制を確保する。</p> <p>2）一般職員については、自己申告による本人の希望と所属の実情を踏まえた配置とするが、有資格者（一級建築士・保健師・栄養士等）及び専門性のある業務（税務職・土木職・建築職・司書等）は考慮する。また、再任用職員の適正配置に留意する。</p> <p>3）平成19年度以降の新規採用職員については、職員一人ひとりの勤務実態や適性を見極め、人材育成を視野に入れた効果的な異動周期による適正配置を図る。</p> <p>■平成27年3月31日付け退職者 部長級・・・4名 次長級、課長級・・・各2名 主幹級・・・3名 主査級・・・3名 主任級・・・4名</p> <p>■平成27年3月31日任期満了者 主査級・・・2名 主任級・・・6名</p> <p>■平成27年4月1日付け異動者 部長級・・・2名</p>
------------	--

次長級・・・1名
課長級・・・9名
主幹級・・・13名
主査級・・・14名
主任級・・・20名
主事級・・・5名

■平成27年4月1日付け昇格者（異動含む）

部長級・・・4名
次長級・・・6名
課長級・・・7名
主幹級・・・6名
主査級・・・1名
主任級・・・7名
主事級・・・11名

■平成27年4月1日付け職名変更者

課長級・・・2名
主幹級・・・6名

■平成27年4月1日付け新規採用者

主任級・・・2名
主事補級・・・15名

■平成27年4月1日付け再任用者

主幹級・・・1名
主査級・・・2名
主任級・・・3名

【平成26年度人事評価の結果】

平成27年3月3日付け事務連絡により、第1次評価者及び第2次評価者の評価を踏まえ、志木市職員人事評価審査会を経て市長が決定した最終評価を通知した。

《審査会における調整基準》

- ① A、B評価の職員数割合は、国における割合を尊重しつつ、近隣市の状況を勘案するとともに、平成25年度における志木市の評価実績を考慮して決定した。
- ② 審査会は、第1次、第2次評価者の評価に関し、部局間を越えた全庁的な視点による総合調整として、評価者の相違による評価の平準化等を考慮した。
- ③ 人材育成に役立つ人事評価制度として活用するため、前年度のA、B評価者については、当該評価結果をベースとした最終評価を決定した。

《評価結果》

A評価：8号給昇給（通常は4号給昇給）

※55歳以上については、4号給昇給（通常は2号給昇給）

B評価：6号給昇給（通常は4号給昇給）

※55歳以上については、3号給昇給（通常は2号給昇給）

管理職層（8・7・6・5級）：

A評価（5人） B評価（14人）

一般職層（4・3・3・1級）：

A評価（9人） B評価（18人）

2 志木市臨時福祉給付金室の設置について（健康福祉部）

設置目的

消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、適切な配慮を行うことを目的として支給する臨時福祉給付金事業及び子育て世帯への影響を緩和するとともに消費を下支えする観点から支給する子育て世帯臨時特例給付金事業を円滑に実施するため、志木市臨時福祉給付金室を設置する。

所掌事務

- (1) 臨時福祉給付金事業等の予算に関すること。
- (2) 臨時福祉給付金事業等の対象者に関すること。
- (3) 臨時福祉給付金事業等の支給に関すること。

(4) 臨時福祉給付金事業等に係る補助金の申請に関するこ
と。

(5) その他臨時福祉給付金事業等の実施に当たり必要な事
項に関するこ。

組織

室長含め9名の職員で組織する。

設置期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

設置根拠

プロジェクト・チームの設置基準等に関する規程第2条第
2号の規程による

3 志木市病院事業プロジェクト・チームの設置について（健康
福祉部）

設置目的

病院事業の円滑な清算を推進するために、プロジェクト・チ
ームを設置する。

所掌事務

- (1) 精算契約の締結に関するこ。
- (2) 土地の賃貸借契約に関するこ。
- (3) 旧志木市立市民病院の清算に関するこ。
- (4) その他病院事業の清算に当たり必要な事項に関するこ。

組織

非専従7名

※プロジェクト・チームの設置基準に関する規程第6条第
2号

設置期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日

連絡会議

プロジェクト・チームに連絡会議を置く。

庶務担当課

健康福祉部健康づくり支援課

【その他事項】

1 職員の懲戒処分等について（企画部長）

地方公務員法の規定に基づき、次のとおり職員の懲戒処分を行ったことを志木市懲戒処分等の公表基準に基づき、平成27年3月20日に記者発表した。

処分1

1 概要

平成26年度計量器定期検査において、管理職としての責務を果たさず、適切な事務処理を怠り公務の運営に支障を生じさせるとともに、埼玉県に対し虚偽の報告書を提出した事実が確認できた。このことから、当該職員に対し、平成27年3月20日付けで、地方公務員法第29条第1項第2号の規定に基づく減給処分を行った。また、当該職員の管理監督者については、文書注意を行った。

2 当該職員

(1) 所属部署 市民生活部産業観光課

(2) 職名 専任主幹

(3) 年齢 58歳

(4) 性別 男

3 処分年月日 平成27年3月20日（金）

4 処分内容 地方公務員法第29条第1項第2号に基づき減給10分の1を3か月

5 処分による影響等

(1) 昇給・昇格 1年間、昇給及び昇格しない

(2) 勤勉手当 直近の勤勉手当の成績率において、100分の40を減じる。

処分2

1 概要

平成26年度計量器定期検査において、業務を主体的に担っていたにもかかわらず、その業務に対する消極的な取り組み姿勢により、適正な事務処理に過誤を招いたことが確認できた。

このことから、当該職員に対し、平成27年3月20日付けで、地方公務員法第29条第1項第2号の規定に基づく戒告処

分を行った。また、管理監督者については、上記の処分1のとおりに文書注意を行った。

2 当該職員

(1) 所属部署 市民生活部産業観光課

(2) 職名 主任

(3) 年齢 55歳

(4) 性別 男

3 処分年月日 平成27年3月20日(金)

4 処分内容 地方公務員法第29条第1項第2号に基づき戒告

5 処分による影響等

(1) 昇給・昇格 1年間、昇給及び昇格しない

(2) 勤勉手当 直近の勤勉手当の成績率において、100分の10を減じる。

処分3

1 概要

所属長をはじめとした再三の指導にもかかわらず、遅刻、欠勤が繰り返されるとともに、課の秩序を慢性的に乱しているなど、市民全体の奉仕者である市職員としての自覚に著しく欠ける勤務状況であることから、当該職員に対し、平成27年3月20日付けで、地方公務員法第29条第1項第2号の規定に基づく減給処分を行った。

2 当該職員

(1) 所属部署 健康福祉部高齢者ふれあい課

(2) 職名 主事

(3) 年齢 27歳

(4) 性別 女

3 処分年月日 平成27年3月20日(金)

4 処分内容 地方公務員法第29条第1項第2号に基づき減給10分の1を3か月

5 処分による影響等

(1) 昇給・昇格 1年間、昇給及び昇格しない

(2) 勤勉手当 直近の勤勉手当の成績率において、100分の20を減じる。

事務局職員職氏名	秘書広報課長 豊島俊二
その他必要事項	特になし

会議内容の記録（経過、結果等）

1 開会

企画部長が開会を告げる。

2 報告

1) 人事異動等の内示について（企画部）

○概要説明：企画部長

平成26年4月1日付け人事異動等（派遣者及び保育園勤務者を除く）の内示を行う。今回の人事異動の基本的な考え方としては、管理職員については、平成26年度末に部局長の6人が定年退職すること及び平成28年度組織改正を視野に入れるとともに、平成27年度施政方針に掲げる市政の重要施策を着実に推進するための組織体制を確保すること、一般職員については、自己申告による本人の希望と所属の実情を踏まえた配置とするが、有資格者（一級建築士・保健師・栄養士等）及び専門性のある業務（税務職・土木職・建築職・司書等）は考慮する。また、再任用職員の適正配置に留意すること。

また、平成19年度以降の新規採用職員については、職員一人ひとりの勤務実態や適性を見極め、人材育成を視野に入れた効果的な異動周期による適正配置を図り実施したものである。

なお、平成27年3月31日付け退職者については、部長級4名、次長級、課長級各2名、主幹級3名、主査級3名、主任級4名である。

また、平成27年3月31日任期満了者は、主査級2名、主任級6名である。

また、平成27年4月1日付け異動者については、部長級2名、次長級1名、課長級9名、主幹級13名、主査級14名、主任級20名、主事級5名である。

また、平成27年4月1日付け昇格者（異動含む）については、部長級4名、次長級6名、課長級7名、主幹級6名、主査級1名、主任級7名、主事級11名である。

また、平成27年4月1日付け職名変更者は、課長級2名、主幹級6名である。

また、平成27年4月1日付け新規採用者は、主任級2名、主事補級5名である。

なお、平成27年4月1日付け再任用者は、主幹級1名、主査級2名、

主任級3名である。

次に、平成26年度人事評価の結果についてであるが、平成27年3月3日付け事務連絡により、第1次評価者及び第2次評価者の評価を踏まえ、志木市職員人事評価審査会を経て市長が決定した最終評価を通知した。

審査会における調整基準として、A、B評価の職員数割合は、国における割合を尊重しつつ、近隣市の状況を勘案するとともに、平成25年度における志木市の評価実績を考慮して決定した。また、第1次、第2次評価者の評価に関し、部局間を越えた全庁的な視点による総合調整として、評価者の相違による評価の平準化等を考慮した。加えて、人材育成に役立つ人事評価制度として活用するため、前年度のA、B評価者については、当該評価結果をベースとした最終評価を決定した。

今回、A評価の職員については、8号給昇給（通常は4号給昇給）で、55歳以上については、4号給昇給（通常は2号給昇給）となる。また、B評価の職員については、6号給昇給（通常は4号給昇給）で、55歳以上については、3号給昇給（通常は2号給昇給）となる。

評価結果としては、管理職層（8・7・6・5級）においては、A評価が5人、B評価が14人、一般職層（4・3・3・1級）においては、A評価が9人、B評価が18人であった。

なお、勤務不良者等では、管理職層で、D評価3人、一般職層で、D評価9人、E評価3人であった。

2) 志木市臨時福祉給付金室の設置について（健康福祉部）

○概要説明：健康福祉部長

平成26年度において実施された臨時福祉給付金等が、平成27年度も基準日、給付額等を変更して実施されることに伴い設置するものである。

設置目的としては、消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、適切な配慮を行うことを目的として支給する臨時福祉給付金事業及び子育て世帯への影響を緩和するとともに消費を下支えする観点から支給する子育て世帯臨時特例給付金事業を円滑に実施するため、志木市臨時福祉給付金室を設置するものである。

所掌事務としては、

- (1) 臨時福祉給付金事業等の予算に関すること。

- (2) 臨時福祉給付金事業等の対象者に関すること。
- (3) 臨時福祉給付金事業等の支給に関すること。
- (4) 臨時福祉給付金事業等に係る補助金の申請に関すること。
- (5) その他臨時福祉給付金事業等の実施に当たり必要な事項に関する
こと。

とし、組織としては、室長含め9名の職員で組織、専従職員を2名配置する。

設置期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとし、設置根拠としては、プロジェクト・チームの設置基準等に関する規程第2条第2号の規程による。

なお、プロジェクト・チームの設置については、プロジェクト・チームの設置基準等に関する規程に基づき、本日庁議に報告するものである。

また、志木市臨時福祉給付金室の庶務については、健康福祉部福祉課において処理するものとする。

3) 志木市病院事業プロジェクト・チームの設置について（健康福祉部）

○概要説明：健康福祉部長

病院事業の円滑な清算を推進するために、プロジェクト・チームを設置するものである。

所掌事務としては、

- (1) 精算契約の締結に関すること。
- (2) 土地の賃貸借契約に関すること。
- (3) 旧志木市立市民病院の清算に関すること。
- (4) その他病院事業の清算に当たり必要な事項に関すること。

とし、組織としては、非専従7名の職員をもって、プロジェクト・チームの設置基準に関する規程第6条第2号による。

設置期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までである。その他、連絡会議をプロジェクト・チームに置くこととし、庶務担当課は、健康福祉部健康づくり支援課において処理をするものとする。

【その他事項】

1 職員の懲戒処分等について（企画部長）

地方公務員法の規定に基づき、次のとおり職員の懲戒処分を行ったことを、志

本市懲戒処分等の公表基準に基づき、平成27年3月20日に記者発表した。

まず、一件目として、

平成26年度計量器定期検査において、管理職としての責務を果たさず、適切な事務処理を怠り公務の運営に支障を生じさせるとともに、埼玉県に対し虚偽の報告書を提出した事実が確認でき、このことから、当該職員に対し、平成27年3月20日付けで、地方公務員法第29条第1項第2号の規定に基づく減給処分を行った。また、当該職員の管理監督者については、文書注意を行った。当該職員は、市民生活部産業観光課、専任主幹、58歳、男性である。

処分内容は、地方公務員法第29条第1項第2号に基づき減給10分の1を3か月とする。処分による影響等としては、昇給・昇格について1年間しない。また、勤勉手当については、直近の勤勉手当の成績率において、100分の40を減じる。

次に、二件目として、

平成26年度計量器定期検査において、業務を主体的に担っていたにもかかわらず、その業務に対する消極的な取り組み姿勢により、適正な事務処理に過誤を招いたことが確認でき、このことから、当該職員に対し、平成27年3月20日付けで、地方公務員法第29条第1項第2号の規定に基づく戒告処分を行った。また、管理監督者については、上記の処分1のとおり文書注意を行った。当該職員は、市民生活部産業観光課、主任55歳、男性である。

処分内容は、地方公務員法第29条第1項第2号に基づき戒告。処分による影響等としては、昇給・昇格について1年間しない。また、勤勉手当については、直近の勤勉手当の成績率において、100分の10を減じる。

次に、三件目として、

所属長をはじめとした再三の指導にもかかわらず、遅刻、欠勤が繰り返されるとともに、課の秩序を慢性的に乱しているなど、市民全体の奉仕者である市職員としての自覚に著しく欠ける勤務状況であることから、当該職員に対し、平成27年3月20日付けで、地方公務員法第29条第1項第2号の規定に基づく減給処分を行った。当該職員、健康福祉部高齢者ふれあい課、主事27歳、女性である。処分内容は、地方公務員法第29条第1項第2号に基づき減給10分の1を3か月とする。処分による影響等としては、昇給・昇格について1年間しない。また、勤勉手当については、直近の勤勉手当の成績率において、100分の20を減じる。

その他、3件5人に、文書注意又は口頭注意処分をした。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容

易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。